

## 回覧

# 壱岐市住宅リフォーム支援事業

市では、住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定化を促進するため、住宅の所有者が行うリフォーム工事に対して、その費用の一部を補助します。

### 補助対象者

市内に住宅を所有し、現にその住宅に居住（住民登録）している方

### 補助対象工事

- ①補助対象となるリフォーム費用の合計が30万円以上
- ②市内の建設業者に発注するリフォーム工事

### 補助金額

補助対象経費の10分の1以内（上限20万円）

### 申請受付期間（本事業実施の決定は、平成29年度当初予算確定後となります。）

平成29年4月3日から平成29年11月30日まで（先着順）

### 注意事項

- ①平成30年3月末までにリフォーム工事を完了し、実績報告書を提出することが条件となります。
  - ②補助金の交付決定を受ける前に、工事に着手したものは、対象となりません。
  - ③補助金の交付は、同一の方または同一の住宅につき1回限りとなります。
- ※平成25年度から平成27年度にかけて実施した壱岐市住宅リフォーム支援事業において補助を受けた方または補助を受けた住宅は、対象となりませんのでご注意ください。
- ④他の制度等により補助金の交付を受ける経費は、対象となりません。
  - ⑤平成29年度の予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

※本事業の活用をお考えの方は、詳細についてご説明いたしますので、事前に下記窓口へお越しください。

お問い合わせ先（受付窓口）

壱岐市役所 建設部 建築整備課（勝本庁舎）

電話 0920-42-1111